

令和7年度山形市次世代放射光施設ナノテラス利用促進補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、3GeV高輝度放射光施設Nano Terasu（以下「ナノテラス」という。）の利用促進を図り、もってナノテラスを利用する事業者の事業の発展を推進するため、ナノテラスを利用する事業者に対し、山形市中小企業振興条例（平成31年市条例第1号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市税の滞納がない者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 条例第2条第1号、第2号又は第4号に規定する者
- (2) 山形市内に事務所を有する条例第2条第3号に規定する者
- (3) 山形市内に事務所又は事業所を有しない者であって、山形北インター産業団地に進出し、又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第1項の基本計画に定める同条第2項第4号の重点促進区域（この市の区域に属するものに限る。）に進出する意思があり、かつ、次のいずれかの産業に属する事業を行うもの
 - ア 半導体関連
 - イ 自動車関連
 - ウ 航空機関連
 - エ ロボット関連
 - オ 環境・エネルギー関連
 - カ 医療・福祉・健康関連
 - キ 食品・農業関連
- (4) その他市長が適当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める事項を実施するために、令和7年度においてNano Terasuシェアリング2000又はものづくりフレンドリーバンク制度によりナノテラスを利用する事業とする。

- (1) 前条第1号又は第2号に規定する補助対象者 自社の製品、技術又はサービスの付加価値を高めることを目的とした測定
- (2) 前条第3号に規定する補助対象者 同号アからキまでのいずれかの産業に資するものの測定
- (3) 前条第4号に規定する補助対象者 市長が必要と認める事項

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

- (1) ビームライン利用料
- (2) ナノテラスが定めるナノテラスでの測定に必需となる消耗品費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の総額に3分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金等交付申請書の提出期限は、市長の指示する日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 会社概要（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 補助対象経費の収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 確認書（別記様式第4号）（第2条第3号に規定する補助対象者に限る。）
- (5) Nano Terasuシェアリング2000又はものづくりフレンドリーバンク

制度に加入していることが分かる書類等

- (6) 登記事項証明書の写し（最新のもの）
- (7) 直近年度の法人市民税の納税証明書（未納がないものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認めるもの

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号又は第2号の規定により市長の承認を受けようとする者は、事業計画変更・中止承認申請書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費の収支予算書【変更】（別記様式第6号）

（事業実績報告書）

第8条 補助事業等実績報告書の提出期限は、市長の指示する日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記様式第2号）
- (2) 補助対象経費の収支決算書（別記様式第3号）
- (3) ナノテラスの利用に係る請求書及び領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

（概算払）

第9条 市長は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。